

2023年1月23日

Japan tax newsletter

EY税理士法人

令和5年度税制改正大綱 ～金融・不動産関連税制

EY Japan税務アラート・ニュースレター

過去のアラートは、下記URLからご覧いただけます。

https://www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts

Contents

| | |
|------------------------|----|
| ▶ 金融・証券税制関連 | 2 |
| ▶ 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化 | 4 |
| ▶ 資金決済に関する法律の改正に伴う措置 | 5 |
| ▶ 暗号資産関連 | 6 |
| ▶ 企業再生に関する税制措置 | 7 |
| ▶ 不動産関連 | 8 |
| ▶ その他 | 10 |

2022年12月16日に自由民主党・公明党より令和5年度税制改正大綱が公表されました。

本ニュースレターでは、令和5年度税制改正大綱のうち、金融・不動産関連税制、金融機関に特有の主な改正点について紹介します。

なお、令和5年度税制改正大綱の全体的な概要については、2023年1月13日付EY Japan tax newsletter「[令和5年度税制改正大綱\(詳細版\)](#)」をご参照ください。

本ニュースレターの内容については、今後の国会における法案審議の過程において、変更される可能性がある点にご留意ください。

1. 金融・証券税制関連

(1) NISA制度の抜本的拡充・恒久化

「資産所得倍増プラン」の実現に向け、2024年1月よりNISA制度が抜本拡充され恒久的な措置となります。主な改正内容は以下のとおりです。

- ▶ 若年期から高齢期に至るまで、長期・積立・分散投資による継続的な資産形成を行えるよう、非課税保有期間が無期限化されます。
- ▶ 個人のライフステージに応じて、資金に余裕がある時に短期間で集中的な投資を行うニーズにも対応できるよう、年間投資上限額が合計360万円まで拡充されます。
 - ▶ このうち、一定の投資信託を対象とする長期・積立・分散投資の枠(「つみたて投資枠」)については、現行のつみたてNISAの水準(年間40万円)の3倍となる120万円まで拡充されます。
 - ▶ 「つみたて投資枠」に加えて、上場株式への投資が可能な現行の一般NISAの役割を引き継ぐ「成長投資枠」が設けられ、「つみたて投資枠」との併用を可能とします。
 - ▶ 「成長投資枠」の年間投資上限額については、現行の一般NISA水準(年間120万円)の2倍となる240万円まで拡充されます。
- ▶ 一方、投資余力が大きい高所得者層に対する際限のない優遇とならないように、年間投資上限額とは別に、一生涯にわたる非課税限度額(1,800万円)が設定されます。「成長投資枠」はその内数として1,200万円が上限とされます。
- ▶ 「成長投資枠」の投資対象商品について、高レバレッジ投資信託などの商品は投資対象から除外するとともに、金融機関が顧客に対して「成長投資枠」を活用した回転売買を無理に勧誘するような行為を規制するため、監督官庁において、監督指針を改正し、金融機関に対する監督及びモニタリングを強化することとされます。
- ▶ 現行の一般NISA及びつみたてNISAについては、2023年末で買付を終了することとされますが、非課税口座内にある商品については、2024年以降の新しい制度における非課税限度額の枠で、現行の取扱いを継続することとされます。

【NISAの抜本的拡充・恒久化のイメージ】

| | つみたて投資枠 | 併用可 | 成長投資枠 |
|-----------------------|---|-----|--|
| 年間投資枠 | 120万円 | | 240万円 |
| 非課税保有期間 (注1) | 無期限化 | | 無期限化 |
| 非課税保有限度額 (注2) (総枠) | 1,800万円 ※簿価残高方式で管理(枠の再利用が可能) | | |
| | | | 1,200万円(内数) |
| 口座開設期間 | 恒久化 | | 恒久化 |
| 投資対象商品 | 積立・分散投資に適した一定の投資信託 | | 上場株式・投資信託等 (注3) |
| | [現行のつみたてNISA対象商品と同様] | | [①整理・監理銘柄②信託期間20年未満、高レバレッジ型及び毎月分配型の投資信託等を除外] |
| 対象年齢 | 18歳以上 | | 18歳以上 |
| 現行制度との関係 | 2023年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の枠で、現行制度における非課税措置を適用 ※現行制度から新しい制度へのロールオーバーは不可 | | |

(注1) 非課税保有期間の無期限化に伴い、現行のつみたてNISAと同様、定期的に利用者の住所等を確認し、制度の適正な運用を担保

(注2) 利用者それぞれの非課税保有限度額については、金融機関から一定のクラウドを利用して提供された情報を国税庁において管理

(注3) 金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買への勧誘行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督及びモニタリングを実施

(注4) 2023年末までにジュニアNISAにおいて投資した商品は、5年間の非課税期間が終了しても、所定の手続きを経ることで、18歳になるまでは非課税措置が受けられることとなっているが、今回、その手続きを省略することとし、利用者の利便性向上を手当て

出典:金融庁「新しいNISA」、www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/nisa2024/index.html (2023年1月17日アクセス)

(2) 賃上げ促進税制におけるつみたてNISA奨励金の取扱いの明確化

企業による従業員の資産形成の支援を強化する観点から、法人が使用人に対して支給するつみたてNISA奨励金で所得税法の給与等に該当するものは、給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度の対象となる給与等に該当することを明確化することとされます(所得税についても同様)。

(3) 金融サービスの提供に関する法律の改正を前提とした措置

金融サービスの提供に関する法律の改正を前提に、新たに設立される金融経済教育推進機構(仮称)¹について税制上次の措置が講じられます。

- 所得税 → 公共法人等(所得税法別表第一)とする
- 法人税 → 公益法人等(法人税法別表第二)とする
- 消費税 → 消費税法別表第三法人とする
- 事業所税 → 収益事業以外の事業に係る事業所税について非課税とする

今回の税制改正を受けて、NISAのさらなる活用が促され貯蓄から投資への流れが加速するとともに、国民の安定的な資産形成が促進される効果が期待されます。

一方、金融機関においては、令和2年度税制改正において措置されていた2024年以降の2階建てのNISA制度に関する導入・準備が行われてきたものと思われるので、今回の税制改正を反映したシステム構築等の移行対応が追加的に必要になると考えられます。同時に現行の一般NISA制度及びつみたてNISA制度については2023年までの投資額について新NISA制度の外枠で適用されますので、非課税期間の終了時まで継続して管理することが必要となります。

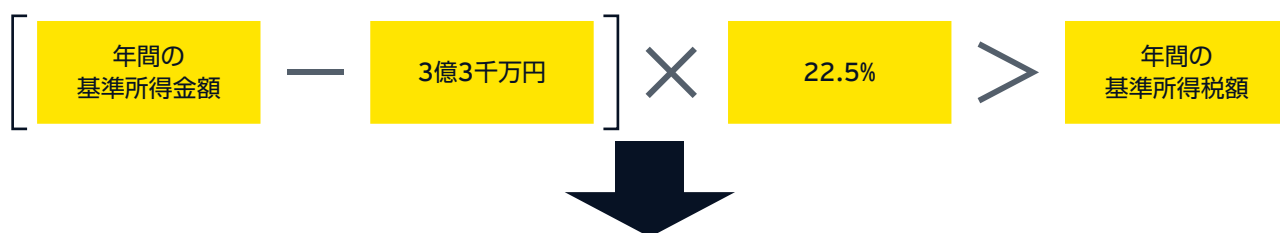
1. 2022年11月28日に新しい資本主義実現会議で決定された資産所得倍増プランでは、2024年中に設置し、官民一体となった金融経済教育を戦略的に実施するための中立的な組織として、消費者に対して中立的で信頼できるアドバイザーの養成や顧客本位で良質なアドバイスの円滑な提供に向けた環境整備のための事業を行うこととされている。

2. 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

NISAの抜本的拡充・恒久化やスタートアップ・エコシステムの抜本的強化とあわせて、税負担の公平性の観点から、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置が導入されます。具体的には次のような措置が講じられ、周知等に要する期間も勘案し、令和7年分以降の所得税から適用することとされます。

- (1) その年分の基準所得金額から3億3千万円を控除した金額に22.5%の税率を乗じた金額がその年分の基準所得税額を超える場合には、その超える金額に相当する所得税を課することとされます。

(計算イメージ)



上記の場合、基準所得税額を超える金額に相当する所得税を課し、追加的に申告納税の対象とする

| 用語 | 内容 |
|--------|--|
| 基準所得金額 | その年分の所得税について申告不要制度を適用しないで計算した合計所得金額(その年分の所得税について適用する特別控除額を控除した後の金額) 合計所得金額には、源泉分離課税の対象となる所得金額を含まないこととする(NISA制度及び特定中小会社が設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等の特例において非課税とされる金額も含まない) |
| 基準所得税額 | その年分の基準所得金額に係る所得税の額(分配時調整外国税相当額控除及び外国税額控除を適用しない場合の所得税の額とし、附帯税及び上記(1)により課す所得税の額を除く) |
| 申告不要制度 | 次に掲げる特例をいう ² ① 確定申告を要しない配当所得等の特例 ② 確定申告を要しない上場株式等の譲渡による所得の特例 |

- (2) 上記(1)の適用がある場合の所得税の確定申告書の記載事項を定めるほか、所要の措置を講ずることとされます。

2. 租税特別措置法第8条の5及び第37条の11の5。

3. 資金決済に関する法律の改正³に伴う措置

(1) 有価証券の範囲

資金決済に関する法律の改正に伴い、同法の電子決済手段のうち特定信託受益権⁴を所得税法及び法人税法上の有価証券の範囲から除外することとするほか、所要の措置を講ずることとされます。

(2) 特定信託受益権の譲渡に係る告知

特定信託受益権の譲渡の対価が金銭以外のものである場合、その対価の支払を受ける者は次に掲げる告知⁵を要しないこととされます。

- ▶ 株式等の譲渡の対価の受領者等の告知
- ▶ 信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知

(3) 特定信託受益権の譲渡に係る支払調書

特定信託受益権の譲渡の対価が金銭以外のものである場合、その対価の支払を受ける者は次に掲げる調書⁶の提出を要しないこととされます。

- ▶ 株式等の譲渡の対価等の支払調書
- ▶ 信託受益権の譲渡の対価の支払調書
- ▶ 名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書

(4) 電子決済手段等取引業者に対する電子決済手段の移転に関する調書の提出義務

電子決済手段等取引業者は、2024年1月1日以後、顧客の依頼に基づき、国内電子決済手段勘定⁷と国外電子決済手段勘定⁸の間で電子決済手段の移転が行われる場合には、その移転に係る電子決済手段の種類、価額その他の事項を記載した調書を、当該電子決済手段等取引業者の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされます(ただし、これらの移転に係る電子決済手段の価額が100万円以下である時を除きます)。

(5) 電子決済手段の譲渡に関する消費税

資金決済に関する法律の改正に伴い規定する電子決済手段の譲渡について、消費税を非課税とするほか、所要の措置を講ずることとされます⁹。

なお、上記の措置に伴い、個人住民税についても所要の措置が講じられます。

現行制度上、信託受益権のうち受益証券発行信託の受益権については金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券に該当するため税法上の有価証券として取り扱われ、また税法上の特定受益証券発行信託については支払調書の提出が必要となっています。

改正資金決済法により、特定信託受益権はデジタルマネー類似型ステーブルコインを想定した電子決済手段の1つとして規定されたところ、他の電子決済手段等と同等に活用されるよう今回の税制改正で所要の整備がなされたものと考えられます。

3. 2022年6月3日成立、同年6月10日に公布。

4. 改正後資金決済法第2条第5項第3号。同条第9項において「金銭信託の受益権(電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る)に表示される場合に限る)であって、受託者が信託契約により受け入れた金銭の全額を預貯金により管理するものであること、その他内閣府令で定める要件を満たすもの」とされており、デジタルマネー類似型のステーブルコインの一つとして金銭信託を用いる電子決済手段を規定している。

5. 所得税法第224条の3及び第224条の4。国内における対価の受領者は、その受領時まで本人確認書類を支払者に提示して、氏名、住所、個人番号/法人番号等を告知しなければならず、また対価の支払者は告知された内容を確認しなければならないこととされている。

6. 所得税法第225条第1項第10号、第12号及び同法第228条第2項。

7. 電子決済手段等取引業者の営業所等に設定された電子決済手段の管理に係る勘定。

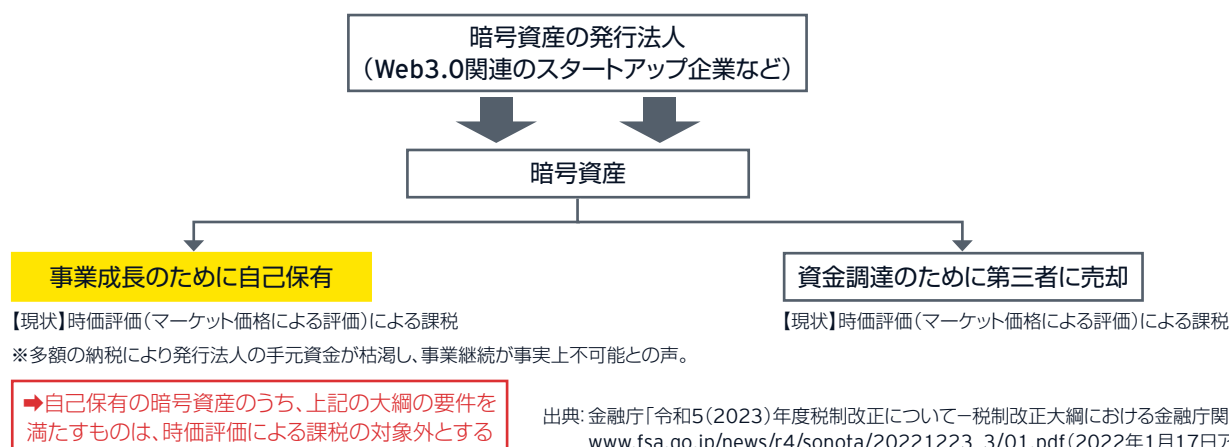
8. 国外において電子決済手段等取引業者を営む者の営業所等に設定された電子決済手段の管理に係る勘定。

9. なお、資金決済に関する法律第2条第5項で規定される暗号資産は、現行の消費税法において支払手段に類するものとして非課税とされている(消費税法別表第一第2号、同施行令第9条第4項)。

4. 暗号資産関連

2022年11月28日に新しい資本主義実現会議で決定された「スタートアップ育成5か年計画」では、第2の柱であるスタートアップへの資金供給の強化と出口戦略の多様化のための具体的な取組みの1つとして、Web3.0に関する環境整備が挙げられています。この点を背景として暗号資産の評価方法等について次の見直しが行われます。

- (1) 法人が事業年度末において有する暗号資産のうち、時価評価により評価損益を計上するものの範囲¹⁰から次の要件に該当する暗号資産が除外されます。
- ① 自己が発行した暗号資産でその発行の時から継続して保有しているものであること。
 - ② その暗号資産の発行の時から継続して次のいずれかにより譲渡制限が行われているものであること。
 - ▶ 他の者に移転することができないようにする技術的措置がとられていること。
 - ▶ 一定の要件を満たす信託の信託財産としていること。



出典: 金融庁「令和5(2023)年度税制改正について—税制改正大綱における金融庁関係の主要項目」
www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20221223_3/01.pdf (2022年1月17日アクセス)

- (2) 自己が発行した暗号資産について、所得税法及び法人税法上その取得価額を発行に要した費用の額とします。
- (3) 法人が暗号資産交換業者以外の者から借り入れた暗号資産の譲渡をした場合において、その譲渡をした日の属する事業年度終了の時までにその暗号資産と種類を同じくする暗号資産の買戻しをしていない時は、その時においてその買戻しをしたものとみなして計算した損益相当額を計上することとされます。
- (4) その他所要の措置が講じられます。

今回の税制改正により、税制上の環境が整備されることで、ブロックチェーン分野におけるイノベーションの国内集積が促進され、国際競争力の向上に資するものと考えられます。

10. 現行の法人税法上、令和元年度税制改正により活発な市場が存在する一定の暗号資産が時価評価の対象とされたところであるが(法人税法第61条第2項、同施行令第118条の7)、自己保有か否かで取扱いが分かれているわけではない。

5. 企業再生に関する税制措置

「スタートアップ育成5か年計画」では、大きな3本柱の取組みの1つとしてオープンイノベーションの推進が掲げられています。その具体的取組みとして、事業再構築のための私的整理法制の整備を推進することとされており、事業再構築を容易に行うため、債権者の全員同意を求めず、債権者の多数決決議と裁判所の認可により私的整理(債務整理)ができるよう、関連法案を国会に提出することとされています。このような取組みを背景に、企業再生に関する税制について次の措置が講じられます。

(1) 事業再構築のための私的整理法制が整備されることを前提として、次の措置が講じられます。

- ① 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金制度¹¹について、貸倒引当金の繰入事由に金銭債権に係る債務者についての事業再構築のための計画が成立したことに基いてその弁済を猶予され、又は賦払により弁済されることを加え、その場合の繰入限度額をその金銭債権の額のうち5年以内に弁済されることとなっている金額以外の金額とします。
- ② 欠損金の繰越控除制度について、控除限度額がその繰越控除前の所得の金額となる事実¹²に事業再構築のための計画が成立したことを加えます。
- ③ 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額及び地方法人税額の還付の特例について、還付請求の対象となる事実¹³に事業再構築のための計画が成立したことを加えます。
- ④ 消費税に係る貸倒れの範囲¹⁴に、事業再構築のための計画が成立したことにより債権の切捨てがあったことを加えます。

(2) 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金制について、企業再生税制の適用対象である再生計画認可の決定があったことに準ずる事実が本制度の対象となる事由であることを明確化します。

(3) 再生計画認可の決定があったことに準ずる事実が生じた場合で資産の評価損益の計上を行わない時は、民事再生等一定の事実による債務免除等があった場合に青色欠損金等の控除後に繰越欠損金を損金算入できる制度の適用があることを明確化します。

11. 法人税については法人税法第52条第1項及び同施行令第96条第1項。所得税については所得税法第52条第1項及び同施行令第144条第1項。上記(2)についても同様。

12. 法人税法第57条第1項及び第11項。青色欠損金額の繰越控除は事業年度の欠損金額控除前の所得金額の50%を控除限度額として損金算入が認められているが、更生手続開始の決定など一定の事実が生じた再建中の法人の事業年度においては、確定申告書等への関連書類添付を要件として、欠損金額控除前の所得金額が控除限度額とされている。

13. 法人税法第135条第4項、地方法人税法第29条第4項。

14. 消費税法第39条第1項及び同施行令第59条。

6. 不動産関連

(1) 土地の所有権移転登記等に対する登録免許税の軽減措置の延長

土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限が3年延長されます(2026年3月31日まで)。

(2) 投資法人及び特定目的会社による不動産取得に係る不動産流通税に係る措置

① 登録免許税の税率軽減措置の適用期限延長

投資法人、特定目的会社等が特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置(原則2%(土地は一般特例により1.5%)、軽減税率1.3%)の適用期限が2年延長されます(2025年3月31日まで)。

② 不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限延長

投資法人、特定目的会社等が取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置(課税標準を5分の2に軽減)の適用期限が2年延長されます(2025年3月31日まで)。

(3) 不動産特定共同事業法に規定する特例事業者等による不動産取得に係る不動産流通税に係る措置

① 特例事業者等が不動産特定共同事業契約により不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置(原則2%(土地は一般特例により1.5%)、軽減税率1.3%)の適用期限が、2年延長されます(2025年3月31日まで)。

② 不動産特定共同事業法に規定する特例事業者等が、不動産特定共同事業契約に基づき取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置(課税標準を2分の1に軽減)について、対象となる不動産に保育所を加えるとともに、対象となる不動産から劇場を除外した上で、その適用期限が2年延長されます(2025年3月31日まで)。

(4) 特定の資産の買い換えの場合等の課税の特例

特定資産の買い換えの場合等の課税の特例について、対象となる譲渡資産及び買換資産について次の見直しを行い、所要の経過措置を講じた上で、適用期限が3年延長されます(2026年3月31日まで)。

① 既成市街地等の内から外への買い換えが適用対象から除外されます。

② 長期所有の土地等から国内にある土地等への買い換えについて、東京都特別区の区域から地域再生法の集中地域以外の地域への本店又は主たる事務所の所在地の移転を伴う買い換えの課税の繰延べ割合を90%(現行:80%)に引き上げ、同法の集中地域以外の地域から東京都特別区の区域への本店又は主たる事務所の所在地の移転を伴う買い換えの課税の繰延べ割合を60%(現行:70%)に引き下げし、地方活性化の強化が図られます。

③ 先行取得の場合、特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例及び特定の資産を交換した場合の課税の特例を除き、譲渡資産を譲渡した日又は買換資産を取得した日のいずれか早い日の属する3月期間の末日の翌日以後2月以内に本特例の適用を受ける旨、適用を受けようとする措置の別、取得予定資産又は譲渡予定資産の種類等を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に届け出ることが適用要件に加えられます。なお、上記の「3月期間」とは、その事業年度をその開始の日以後3月ごとに区分した各期間をいいます。

④ 先行取得の届出書の記載事項についても上記③と同様とする見直しが行われます。

上記③及び④に関する改正は、2024年4月1日以後に譲渡資産の譲渡をして、同日以後に買換資産の取得をする場合の届出について適用されます。

現行制度上、譲渡資産に紐づく買換資産の取得時にかかわらず、譲渡資産と買換資産を事後的に紐づけることで、買換の場合の課税の特例の適用を受けることが可能となっています。

今回の税制改正大綱により、提出する届出書へ譲渡資産の譲渡をした場合には取得予定資産を、買換資産の取得をした場合には譲渡予定資産を記載し、譲渡資産と買換資産の紐づきを明らかにすることが要請されることとなり、本特例措置適用の厳格化が図られます。

譲渡資産及び買換資産の事業上の紐づきをどの程度担保する必要があるのか、今後公表される法令等を確認する必要がありますと考えられます。

(5) 投資法人等に係る課税の特例制度の見直し

投資法人に係る課税の特例における再生可能エネルギー発電設備に係る措置について、設立に際して公募により発行した投資口の発行価額の総額が1億円以上であることとの要件を除外した上で、再生可能エネルギー発電設備の取得期限が3年延長されます(2026年3月31日まで)。

(6) 協定銀行の不動産取得税の非課税措置¹⁵の延長

以下の不動産取得税の非課税措置の適用期間が2年間延長されます。

- ① 預金保険法に規定する協定銀行が、協定の定めにより内閣総理大臣のあっせんを受けて行う破綻金融機関等の事業の譲受け又は預金保険機構の委託を受けて行う資産の買取りにより取得した不動産に係る不動産取得税
- ② 保険業法に規定する協定銀行が、協定の定めにより保険契約者保護機構の委託を受けて行う破綻保険会社等の資産の買取りにより取得した不動産に係る不動産取得税

15. 地方税法附則第10条第1項(預金保険法に規定する協定銀行)、第3項(保険業法に規定する協定銀行)。

7. その他

(1) クロスボーダーの債券現先取引に係る非課税措置の延長

外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子等の課税の特例について、特定外国法人が特定金融機関等との間で行う債券現先取引に係る利子等の非課税措置¹⁶の適用期限が3年延長されます(2026年3月31日まで)。

(2) クロスボーダー取引に係る利子の課税の特例等に関する措置

- ① 振替国債等の利子の課税の特例等について、電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により税務署長に対して提出する書類(非課税適用申告書等及び特例書類)のファイル形式が、2024年7月1日以後はXML形式又はCSV形式とされます。
- ② 上場株式等の配当等に係る租税条約等の適用手続について、その配当等の支払の取扱者のその支払を受ける者等に関する事項の光ディスク等による税務署長に対する提供に代えて、2024年7月1日以後は電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)によりCSV形式で提供することができることとされます。

(3) 新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により、その経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書¹⁷で、2023年3月31日までに作成されるものについては印紙税が非課税となっていますが、この非課税措置¹⁸の適用期限が1年延長されます。

(4) 銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置の延長

銀行等保有株式取得機構に係る法人事業税の資本割の課税標準の特例措置¹⁹が2023年3月末で期限切れとなることから、その適用期限が3年延長されます。

(5) 少額減価償却資産等に係る規定の整備

令和4年度税制改正により、国税における少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度及び一括償却資産の損金算入制度について、当該制度の適用対象資産から貸付け(主要な事業として行われるものを除く)の用に供した資産を除外するとされたことに伴い²⁰、償却資産に係る固定資産税について、これに準じて所要の措置を講ずることとされます。

(6) デリバティブ取引に係る金融所得課税の一体化(検討事項)

デリバティブ取引に係る金融所得課税のさらなる一体化については、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、総合的に検討するとされています。

16. 租税特別措置法第42条の2第3項。

17. 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条第1項及び同施行令第8条第2項。

18. 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条第1項及び同施行令第8条第3項。

19. 地方税法制定附則第9条第3項、資本割の課税標準となる資本金等の額を10億円とする制度。

20. 法人税法施行令第133条(少額の減価償却資産の取得価額の損金算入)、第133条の2(一括償却資産の損金算入)及び租税特別措置法第67条の5(中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例)。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. https://www.ey.com/ja_jp/connect-with-us/newsletterを開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_Japan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

Brand, Marketing and Communications
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス（存在意義）としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起 (better question) をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](https://www.ey.com/privacy)をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、[ey.com](https://www.ey.com)をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは [ey.com/ja_jp/people/ey-tax](https://www.ey.com/ja_jp/people/ey-tax) をご覧ください。

©2023 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[ey.com/ja_jp](https://www.ey.com/ja_jp)